

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 被用者年金一元化法が施行されました

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により、平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されました。広報さい10月号に変更内容の一部を掲載しましたが、引き続き今月号でも変更内容についてお知らせします。

### 【届書などの受付に関する事項】

- 厚生年金に関する届書など（注）については、日本年金機構（年金事務所）または共済組合などのどの窓口においても受付を行います。（ワンストップサービス）

（注）①平成27年10月以降に受給権の発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届書などの一部の届書を除きます。

- 「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」など、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付が不要となります。

### 【年金の決定・支払に関する事項】

- 老齢厚生年金および遺族厚生年金（長期要件）については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払を行います。

※実施機関とは、厚生労働大臣（日本年金機構）、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

- 障害厚生年金、障害手当金および遺族厚生年金（短期要件）については、それぞれの初診日または死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払を行います。

### 【その他の事項】

被用者年金一元化にあわせて次の事項も変更されます。

- 年金額について、これまでの百円単位（50円未満切捨て50円以上切上げ）から一円単位（50銭未満切捨て50銭以上切上げ）に変更します。
- 年金の各支払期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に加算します。
- 老齢厚生年金を受けている方が国会議員または地方議会議員である場合、議員報酬の月額および期末手当の額と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。

## 国民年金保険料納付相談会および年金相談会のお知らせ

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。むつ年金事務所では、次の会場で、年金の記録、請求に関する相談、保険料の納付や免除などのご相談をお受けいたしますので、この機会にぜひお越しください。

### 【開催場所・日時】

①むつ年金事務所 11月14日（土）午前9時30分から午後4時まで

②(株)マエダ本店催事場 11月27日（金）午前10時30分から午後3時まで

ご来場の際は、本人（代理人）確認として、「公的機関の発行した身分を確認できるもの」（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）等）、「基礎年金番号の分かるもの」（年金手帳、基礎年金番号通知書等）、「健康保険被保険者証」をご持参ください。

ご本人以外の方が来場される場合は、ご本人からの委任状も必要となります。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤